

随意契約の公表(5年7月追加分)

| 番号 | 事業実施部・課、所 | 契約名称 | 契約締結年月日 | 契約期間 | 契約の相手方の名称及び所在地 | 契約金額(円) [消費税額及び地方消費税額を含む] | 地方自治法 施行令 第167条の2① ・ 地方公営企業 法施行令 第21条の14① | 随意契約の理由 | 備考 |
|----|----------------|---|-----------|-------------------|--|------------------------------|---|--|------|
| 1 | 環境森林部 環境政策課 | 太陽光発電設備導入可能性調査事業委託業務 | 令和5年6月23日 | R5.6.23 ~ R6.1.19 | (株)四電技術コンサルタント 高松市牟礼町牟礼1007-3 | 9,922,000 | 第2号 | 本業務は、県有施設における太陽光発電設備の導入可能性を調査するものである。業務を実施するにあたり、高度な専門的知識・技術やノウハウ等が必要であるため企画提案型公募を実施したところ、3者から提案があり、選定委員会において(株)四電技術コンサルタントが委託先として最も適切であると認められたため。 | |
| 2 | 農政水産部 土地改良課 | 県営換地業務委託(県営経営体育成基盤整備事業小原地区) | 令和5年5月8日 | R5.5.8 ~ R6.3.29 | 香川県土地改良事業団体連合会 高松市番町5-1-29 | 1,181,400 | 第2号 | 香川県土地改良事業団体連合会は、本業務に必要な多くの土地改良換地士を有し、当該地域の農地等の事情に精通している唯一の団体であるため。 | |
| 3 | 農政水産部 土地改良課 | 県営換地業務委託(県営経営体育成基盤整備事業下高野地区) | 令和5年6月2日 | R5.6.2 ~ R6.3.29 | 香川県土地改良事業団体連合会 高松市番町5-1-29 | 1,787,500 | 第2号 | 香川県土地改良事業団体連合会は、本業務に必要な多くの土地改良換地士を有し、当該地域の農地等の事情に精通している唯一の団体であるため。 | |
| 4 | 農政水産部 土地改良課 | 県営換地業務委託(県営経営体育成基盤整備事業下高瀬地区) | 令和5年6月30日 | R5.6.30 ~ R6.3.29 | 香川県土地改良事業団体連合会 高松市番町5-1-29 | 15,919,200 | 第2号 | 香川県土地改良事業団体連合会は、本業務に必要な多くの土地改良換地士を有し、当該地域の農地等の事情に精通している唯一の団体であるため。 | |
| 5 | 土木部 高松土木事務所 | (砂防メンテナンス事業)羽間川通常砂防工事の施行に伴う土地に関する登記関連業務委託 | 令和5年5月24日 | R5.6.1 ~ R6.3.31 | 公益社団法人香川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 高松市丸の内9-29 | 予定総額 1,800,000 | 第2号 | 公益社団法人香川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等の依頼を受けて不動産の表示に関する登記手続ができる公益法人で、高度な専門的知識と技能を有する土地家屋調査士が多数所属しており、本業務が受託可能な県内唯一の団体であるため。 | 単価契約 |

| 番号 | 事業実施部・課、所 | 契約名称 | 契約締結年月日 | 契約期間 | 契約の相手方の名称及び所在地 | 契約金額(円) [消費税額及び地方消費税額を含む] | 地方自治法 施行令 第167条の2① ・ 地方公営企業 法施行令 第21条の14① | 随意契約の理由 | 備考 |
|----|-----------------|---------------------------|----------|-------------------|---------------------------|------------------------------|---|---|----|
| 6 | 教育委員会 高松工芸高校 | 第2コンピュータ教室パソコン用画像処理装置の購入 | 令和5年6月5日 | R5.6.5 ~ R5.6.16 | 四国通建(株) 高松市昭和町1-1-26 | 2,417,360 | 第2号 | 画像処理装置は、本校第2コンピュータ教室のパソコンに接続して使用するものである。当該パソコンは、NECキャピタルソリューション(株)と賃貸借契約を締結しており、パソコンの設定変更等は、同社から指定されている四国通建(株)のみが行えることから、パソコンと親和性の高い画像処理装置の選定、調達及び接続等については、四国通建(株)が最も適しているため。 | |
| 7 | 警察本部 情報管理課 | 運転者管理等システムの共通基盤化に伴う移行業務委託 | 令和5年6月2日 | R5.6.2 ~ R6.12.31 | 日本電気(株)四国支社 高松市中野町29-2 | 107,800,000 | 第2号 | 本業務は、運転者管理等システムのプログラム等の調査を行い、移行データを作成しなければ実施できないが、日本電気(株)は、当該システムを開発し、プログラム等についての著作権を有している唯一の法人であるため。 | |